

一般社団法人 日本歯科麻酔学会
歯科麻酔指導医・歯科麻酔学指導施設制度施行細則

- 第1条 日本歯科麻酔学会歯科麻酔指導医制度規則の施行にあたって、同規則に定められている事項以外は、次の各項の規則にしたがうものとする。
- 第2条 歯科麻酔指導医制度規則第2条に定められた業績とは、歯科麻酔学の教育および指導に関する実績を示すものとする。教育および指導に関する実績とは、臨床業績ならびに医療関係者、学生および一般の人々に対する歯科麻酔学に関する講義ならびに実習等の指導実績も含む。
- 第3条 歯科麻酔指導医制度規則第5条2項に定められた実地審査とは、以下の項目全てを確認・審査するものとする。
- 1 当該申請者の勤務実態が、常勤かつ専従の条件を満たすこと。
 - 2 当該申請者の指導実態が、全身麻酔、鎮静法および本学会認定医制度施行細則第5条に記載された研修内容を適切に指導していること。
 - 3 当該施設の全身麻酔器、監視装置、回復室、救急蘇生関連機材、臨床検査態勢等が、十分な整備がなされていること。
 - 4 当該施設の麻酔学関連の書籍、資料等が、十分な整備がなされていること。
 - 5 救急蘇生研修が、定期的かつ継続的に実施がなされていること。
 - 6 当該施設の医療安全体制が、十分な整備がなされていること。(厚生労働省の通知等を参考とすること)。
- 第4条 審査申請料 50,000 円、および更新審査料 50,000 円とする。
- 第5条 本規則を変更する場合は、審査委員会で審議し、理事会の承認を必要とする。